

陳 情 文 書 表

5 陳情第 / 号

委託事業のあり方を審議する委員会から受託業者の  
排除を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 / 月 31 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉地 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

渡辺 薄根  
主任 主任

渡辺	薄根
----	----

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 1 月 31 日 16:15				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
安藤	安藤	/	山浦	小林	北村	栗本

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年1月31日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 委託事業のあり方を審議する委員会から受託業者の排除を求める陳情書

資料2はスポーツ推進審議会の設置に際し、理事者らが協議した内容です。

当審議会は資料2③において「委託事業のあり方」を審議するとあり、また②において「スポーツ施設の料金のあり方」も範疇であると記述されております。

ところで当審議会には資料2①において「指定管理者」が委員として参加しており、資料1によれば、市は年間2億3000万円ほどをこの業者に支出しております。

したがって、当審議会はお金を受け取る側が、拠出を審議する委員になっており、万が一、これを看過するならば、行政がお手盛りを推進していることとなります。

つきまして、スポーツ推進審議会委員から総合体育館および栗山公園健康センター指定管理者を早急に排除することを求めます。

資料1

2	総合体育館維持管理に要する経費	(生涯学習課)	266,576
12	委託料	(	138,804)
	総合体育館指定管理委託料		137,644
	樹木枯枝撤去等委託料		660
13	使用料及び賃借料	(	2,697)
	中央監視システム借上料		2,697
14	工事請負費	(	125,565)
	総合体育館大規模改修工事(第3期)		
18	負担金補助及び交付金	(	10)
	東京都体育施設協会負担金		10
12	委託料	(	92,894)
	栗山公園健康運動センター指定管理委託料		92,894

スポーツ推進審議会（仮称）の設置について

1 経緯

現在、東京 2020 大会に関する協議を行う場として、庁内メンバーから構成される小金井市東京 2020 大会推進本部と、市内事業者から構成される小金井市東京 2020 大会推進事業連携協議会を設置している。<sup>①</sup>

また、小金井市のスポーツ振興については市内スポーツ団体（体育協会、地域総合型スポーツクラブ、スポーツ推進委員、指定管理者、市）から構成される五者懇談会において協議を行うとともに、社会教育委員の会議において協議するものとみなしてきたところである。

2 スポーツ推進審議会の必要性について

<sup>②</sup> 現在、本市が抱えているスポーツ行政の懸案事項には、スポーツ推進計画の策定<sup>\*1</sup>を始の、料金の見直しを含むスポーツ施設のあり方、市内スポーツ団体との連携強化、委託事業のあり方<sup>③</sup>等が挙げられる。

現スポーツ推進計画の基本理念である「豊かな生涯をスポーツとともに」を実現し、また、これらの課題解決に向けて、従前の五者懇談会や社会教育委員の会議における協議をより広く、専門的な見地から進めるため、スポーツ推進審議会を設置する。なお、同審議会は多摩 26 市中 12 市（平成 29 年度実績）において既設となっている。

※ 小金井市スポーツ推進計画について

小金井市スポーツ推進計画は、平成 29 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）の 4 年間で計画年度としている。

計画最終年度である今年度は、当初から新型コロナウイルス感染症の影響により東京 2020 大会は延期となり、スポーツを取り巻く環境は極めて不安定となっている。

また、担当課では東京 2020 大会の関連業務量が多大となっており、ワークライフバランスの観点からも、次期計画策定にあたり東京 2020 大会と同時並行の作業とすることは悪影響を及ぼす。

以上を勘案し、現計画年度を 2 年間延期（令和 3 年度下半期・スポーツ実施率調査、令和 4 年度・次期スポーツ推進計画策定）する。なお、多摩 26 市中、本年度をスポーツ推進計画の最終年度とする市は本市を除き 4 市であるが、うち 3 市において計画年度の延伸を予定している。

（参考） スポーツ基本法第 10 条第 1 項

都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。



小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年2月16日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 李下に冠を正すような政策はやめるように求める陳情書

オリンピックにまつわる贈収賄事件が連日報道されています。  
また、スポーツ関係者による不祥事も耳目を集める昨今です。  
体育協会がらみでも去年には東京都体育協会が共催しているジュニア育成地域推進事業において不正な会計処理があり、また、小金井市の体育協会においても不適切な手当支給問題がありました。

その様な折、補助金や委託費を受給している団体に対してお金のことを含む政策策定の委員をお願いしている実態が小金井市においてあることに驚いております。

もちろんスポーツ関係は前段のようであるから特に懸念があるとは言いません。  
しかしながら、いったん、お金に関する不祥事が出た際に、この方たちで究明ができるのでしょうか。  
そもそもお金にまつわることを受給側に所掌させるという普通ではないことを、ことさらにスポーツ関係者に強いている市の対応はいかなることなのでしょう。  
これはお願いされた方もご迷惑でしょう。

李下に冠を正さずとは「悪いことをしているのではないかと疑いを招くようなことはしないように」という意味ですが、受給側を支給側の委員にするなどはその最たるものです。

大熊教育長は「羅針盤がずれていたら、違う方向に行ってしまう」と仰っております。

(令和4年度第1回スポーツ推進審議会会議録から)

公金の分配をもらう側に任せるなど、まさに羅針盤が狂っている状態です。  
また、小金井市議会には防災士を名乗る方が何名もおられます。  
もちろん、皆さん、ハード面だけでなく、人の心に住まう誘惑へのリスク管理も怠ることはないでしょうから、いたずらに人災を招きかねないような現下のスポーツ推進審議会のあり方にはお心を痛められておられると思います。  
つきましては、李下に冠を正すようにしか見えないスポーツ推進審議会における補助金、委託費受給団体委員任命について、その是正を求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 3 号

市長へのEX-IVの改善を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 5 年 2 月 16 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市緑所 [REDACTED]
	氏 名	佐久間昌乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

渡邊(宛先) 小金井市議会議長

主任 	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年			
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 2 月 16 日 16:25				
主任 	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
			/				

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年2月16日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 市長へのEメールの改善を求める陳情書

添付1は市長へのEメールとして送った内容です。

添付2はそれに対する回答です。

この一連のやり取りにおいてメール送付者の意図が満足されたとするのは難しいと思われ  
ます。

なんとすれば yes,no の簡単な質問にすらお答え願っていないからです。

当該案件については部局に対して電話にて何度か問い合わせをしております。

しかしながら、いっこうに埒があかず、市長へのEメールは市長監修ルートであろうかと思  
い、メールを送付いたしました。市長文責のはずの回答において担当部局の手による  
件のごとくの文言を頂きました。

市民から見れば目安箱のようにも見える市長へのEメールですが、万が一、それへの対応  
がこの程度のものであるなら、あってもなくともよいように見受けられます。

つきましては、市長へのEメールを今後も継続されるようでしたら簡単な質問に答える程  
度には改善して頂きたく存じます。

なお、質問への回答については、いまだ頂いておりません。

また、部局においては回答を約束されておりましたが、現時点において連絡がありません。

つきましては、とりたてて隠すような意図が無ければ、当方質問についての説明もしくは  
報告もあわせてお願いいたします。

添付1

市長へのEメール

2022-09-14 総務企画委員会において五十嵐議員は

「職員の採用というのは、執行権を持っている市長側の、行政側の裁量でやるべきものなのかという思いがちょっとありまして、」

とおっしゃっておりますが、となると小金井市役所においてはコネ採用が可能になります。

つきまして以下についてご回答いただければ幸いです。

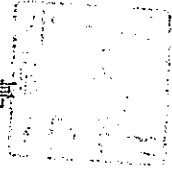
- ①小金井市役所の職員の採用は行政の裁量であるか否かについて yes,no でご回答願います。
- ②もし、裁量の場合、内部での規定などあればお教えてください。
- ③万が一裁量でない場合、採用にかかる法令、規定、第三者による審議会、委員会などについてご教授ください。
- ④③が存在する場合、小金井市においては、いかなる法令、規定に準じ、また、いかなる審議会、委員会等の指針に従い採用を行っているのかをご教授ください。



2  
2023

令和5年1月25日

小金井市長 白井 享



「市民の声」に寄せられたご要望等について（回答）

日頃より市政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

本市における職員採用については、地方公務員法第17条の2第2項に基づき、競争試験又は選考により適正に実施しております。なお、本市ではいわゆるコネ採用の事実は一切ございません。

（問合せ先）

〒184-8504 小金井市本町 6-6-3  
小金井市総務部職員課人事研修係  
電話 042-387-9808（直通）

陳 情 文 書 表

5 陳情第 4 号

市有緑地の施設管理を徹底することを

求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 2 月 16 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]				
	氏 名	松井 豊 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">●</span> ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

決意 (宛先) 小金井市議会議長

主任 	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 2 月 16 日 16:25				
書記 主任 	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
			/				

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年2月16日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 市有緑地の施錠管理を徹底することを求める陳情書

市有緑地に関しては施錠管理を行うというふうに伺っております。

したがって、市が管理する緑地に入れるのは市職員もしくは清掃などを委託された業者に限られます。

しかしながら、最近、一部の緑地で施錠をかいくぐり、入地している方がいるとの噂があります。

また、施錠されていない緑地も散見されます。

つきましては、施錠管理の実効に瑕疵が無いよう、緑地における鍵類の点検を行うことを求めます。

とくにナンバーキーで管理されている場合は脆弱性が予想されますので、取り換えなどを行うことを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 5 号

市有地の管理に、より一層の注意を

払うべしとする

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

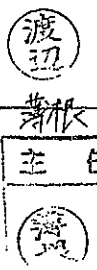






令和 5 年 2 月 16 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]
	氏 名	松井 豊 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

渡邊 (宛先) 小金井市議会議長

主任 	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年			
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 2 月 16 日 16:25				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年2月16日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 市有地の管理に、より一層の注意を払うべしとする陳情書

先般、貫井南町の三楽緑地において市有地にはみ出した工事が行われ、たまたま異常に気付いた市民の通報により、工事の停止が行われました。

万が一、そのまま工事が進めば、回復が困難な事案になっていたかもしれません。

つきましては市有地に隣接する民間業者による工事については、先んじてその情報を得、境界確認など、市有地の管理を徹底することを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 6 号

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・  
集金を自粛するよう求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和5年 2月 16 日  
(西暦2023年)

陳情代表者	住 所	東京都新宿区西早稲田 [REDACTED]
	氏 名	公正な明るい都市をつくる会 代表 赤嶺文雄 [REDACTED]
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

渡邊

主 任 (宛先) 小金井市議会議長

渡邊

薄根

薄根

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 2 月 16 日 16:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
安藤	安藤	山浦	小林	北村	鈴木	

令和5年2月16日

(宛先) 小金市議会議長 様

陳情者

公正な明るい都市をつくる会  
代表 赤嶺文雄(アカミネフミオ)  
東京都新宿区西早稲田  
電話番号 [REDACTED]

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書

### 陳情理由

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています(添付資料参照)

その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している(させられている)ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならぬというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼったというのは、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた(断れないので有料購読している)」という実情が報じられていることから、小金井市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消して頂きたい。

### 陳情項目

- ①住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報や預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が行われぬようにしてください。
- ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底して頂きたい。
- ③議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにする。
- ④職員が声をあげにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的圧力を感じたという実態がないかを確認、調査する。(金沢市の事例参照)
- ⑤職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラにあたります。また、職員が勧誘を拒否したり、購読を辞めた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようです。声をあげにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなどご対応頂きたい。

## 政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※ 設問の趣旨に沿った回答を集計したもの

調査票配布件数 3,687件  
 調査票回収件数 2,903件（回収率 78.7%）

問1	本市の市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？	
	ある	1,154件（39.8%）
	ない	1,715件（59.1%）
	無回答	34件（1.1%）

問2	問1で「ある」と答えた方にお聞きします。 市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというよう な圧力を感じたことがありますか？	
----	---	--

ある	891件（77.2%）	＜単純集計値＞ 897件（72.6%） 339件（27.4%）
ない	255件（22.1%）	

※ 括弧内の数は、問1で「ある」と答えた1,154件に対する割合を表す。

問3	問2で「ある」と答えた方にお聞きします。 その政党機関紙を購読しましたか？	
----	--	--

購読した	587件（65.9%）	＜単純集計値＞ 635件（62.4%） 383件（37.6%）
購読を断った	320件（35.9%）	

※ 括弧内の数は、問2で「ある」と答えた891件に対する割合を表す。

問4	問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。 購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？	
----	--	--

ある	139件（43.4%）	＜単純集計値＞ 169件（37.2%） 285件（62.8%）
ない	181件（56.6%）	

※ 括弧内の数は、問3で「購読を断った」と答えた320件に対する割合を表す。

問5	問2で「ある」と答えた方にお聞きします。 その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）	
----	--	--

係長級	548件	＜単純集計値＞ 682件 301件 296件 62件 10件
副主幹	253件	
課長級	256件	
部長級	56件	
局長級	7件	

※ 重複回答及び無回答があるため、各設問中の割合の合計は100%にならない。

※ <単純集計値>の数値は、チェックされている箇所すべてを集計したもの。

上記は、川崎市が機関紙勧誘に関する市職員アンケートを実施したもの（2003年）。77.2%が勧誘時に圧力を感じていた。調査を受けて現在は、最小限の政党機関紙を公費で各党平等に購読し、執務室での個人購入は禁止にする等、状況は改善されているという。



# 「勧誘時に心理的圧力」79%

該当紙は「しんぶん赤旗」と「社会新報」

## 金沢市、幹部職員に政党機関紙調査

金沢市は19日、市内各政党、議員候補者以上の一般職667人に対して、市議から市庁内各部署の幹部職員に、政党機関紙の購読状況や購読の理由などを調査した。調査の結果、購読している人は14人、購読していない人は653人、購読していない理由として「心理的圧力を感じる」と答えたのは79%に上った。この調査は、平成27年6月に実施された調査の結果、購読している人は14人、購読していない人は653人、購読していない理由として「心理的圧力を感じる」と答えたのは79%に上った。



山野之輔市長



坂本栄江市議員

## 市長、市議らに改善要請へ

金沢市が実施した調査は、市議や市庁内各部署の幹部職員に、政党機関紙の購読状況や購読の理由などを調査した。調査の結果、購読している人は14人、購読していない人は653人、購読していない理由として「心理的圧力を感じる」と答えたのは79%に上った。この調査は、平成27年6月に実施された調査の結果、購読している人は14人、購読していない人は653人、購読していない理由として「心理的圧力を感じる」と答えたのは79%に上った。

市長は「心理的圧力を感じる」と答えた人が79%に上ったことを受けて、市議らに改善を要請した。市長は「心理的圧力を感じる」と答えた人が79%に上ったことを受けて、市議らに改善を要請した。

## NEWS クローズ・アップ

**世界日報**

発行所  
世界日報社

本社  
東京都中央区日本橋本町  
1-5-2-5階  
郵便番号 103 0026  
電話03 (3476) 3411  
FAX03 (3476) 3426

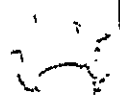
販売部  
東京都港区赤坂 03(7) 6-4036  
世界日報社 2019

白物との貿易・技術提携・投資促進  
遠東国際貿易株式会社  
代表取締役社長 林 不繼  
本社 東京都中央区日本橋本町1-5-2-5  
支店 大阪 大阪市東区東船場1-1-1  
支店 名古屋 名古屋市中区栄3-1-1

03(3941)0082  
FAX03(3941)0032

世界日報社  
http://world.jp  
http://www.worklines.co.jp  
購読の経路はこちら  
電話03(120)721709  
FAX03(120)766043

# 神奈川



横浜総局  
〒231-0015  
横浜市中区尾上町  
6-87-3  
☎045-681-0921(代)  
FAX 045-224-6856  
yokohama@sankei.co.jp  
広告 03-3275-8662  
購読申し込み  
0120-70-3094  
配達・集金  
0120-34-4646  
紙面・記事  
0570-046460  
Web  
http://www.sankei.com/region/region.html

あすのこよみ

(30日)  
日4月16日  
(先勝)

月出	14:06
日没	18:50
日出入	18:20
月入	4:58
満潮	4:34
干潮	18:07
干潮	11:25
大潮	23:43

(東京)

## タブー破り全国規模で問題視

全国の自治体で「タブー」とされてきた共産党の地方議員による自治体職員に対する同党機関紙「しんぶん赤旗」の購読勧誘問題。県内で今年に入り、藤沢市議会と茅ヶ崎市議会で相次いで、市庁舎内での購読勧誘・配達・集金を行わないよう求める陳情が採択され、市職員が管理職に昇進した際、言葉巧みに購読勧誘を持ちかけるなど、議員の立場を利用した「手口」も明らかになってきた。庁舎内での赤旗勧誘を問題視する動きは全国規模で拡大しつつあるとみられ、両市の取り組みに注目が集まっている。

2月23日午前、藤沢市議会の委員会室には市民ら10人が詰めかけ、ある陳情の議員が購読を強制され、拒否した場合でも不当な嫌がらせを受けまいと相談窓口の設置を求めたもの。赤旗の場合、購読料は日刊紙で年間約4万2千円、日

の政経機関紙の勧誘・配達・集金の禁止のほか、市職員が購読を強制され、拒否した場合でも不当な嫌がらせを受けまいと相談窓口の設置を求めたもの。赤旗の場合、購読料は日刊紙で年間約4万2千円、日

## 言葉巧みに持ちかけ 市管理職の8割購読

市側は「共産市議の陳情は、公務員に昇進した市職員をターゲットとして、共産市議らが「早進おめでとう」といいます。つまりは赤旗を購読していただければいい」と言葉巧みに勧誘していたという。その結果、約500人の管理職のうち、

7〜8割は赤旗を購読しているとの実態が、暴露された。その上で「管理職になれば(共産市議と)良好な関係を築きたい」との思いを抱き、断りたくても断れない状況だ。市は放置すべきではない(「公明市議」と追った。

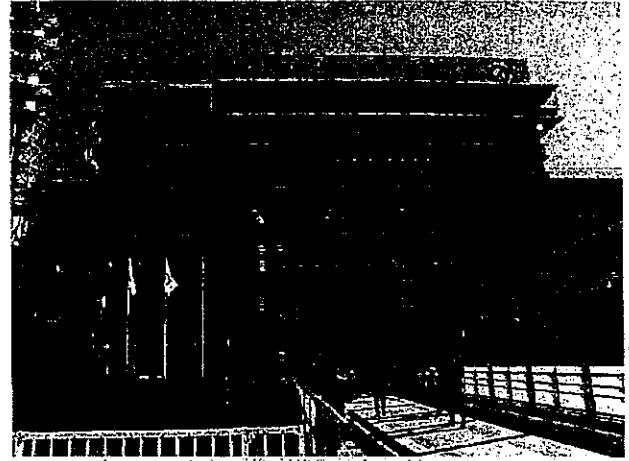
共産市議は「(陳情は)赤旗購読をやめさせる攻撃だ。政治活動を制限することになり、断じて許すことはできない」と反論するも、採決では4人が賛成し、反対は共産党を含む3人にとどまり、懸念を承せられた。

採決を受け、市は4月に副市長名で通達を出し、執務室内への職員以外の立ち入りを原則禁止し、さらに執務室内と執務時間内での機関紙受け取りや購読料支払いも禁止に踏み切った。

「出前献目」に疑問 茅ヶ崎市議会でも3月、同様の陳情が提出された。同月16日の総務常任委員会では、市庁舎内で物販販売などを行う場合、庁舎内管理規則に基づき市の許可を受けなければならないが、「機関紙の勧誘などに際しては対象外だった」と(市当局)と説明した。

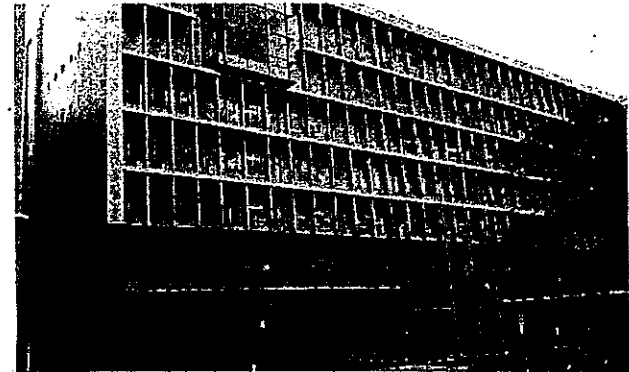
これについて、保守系市議からは「庁舎内で赤旗の配達・集金が行われているのなら、宅配させたって頼めるはずだ。なぜ赤旗はOKで、出前は駄目なんだ」と疑問を呈する言も上がった。市側は「市民に誤解を与えないように」と回答した。

## 共産市議の赤旗勧誘 藤沢・茅ヶ崎で禁止陳情採択



藤沢市役所では政党機関紙の勧誘などが禁止された

しんぶん赤旗 昭和3(1928)年に創刊された日本共産党中央委員会が発行する日本語の日刊機関紙。日刊紙のほかにも別建ての日曜版「しんぶん赤旗」や視覚障害者向けとして、点字「しんぶん赤旗」などもある。



茅ヶ崎市役所内での政党機関紙の勧誘などの禁止を求める陳情が市議会で採択された

解決では自民党や公明党の会派による賛成と、共産党会派などによる反対がともに3人の同数となったが、委員長の判断で採決。1年以内に市に対して経過報告を求めるという。端緒は実は鎌倉市赤旗勧誘問題をめぐっては昨年、兵庫県加古川市や青森県むつ市でも発生し、全国の自治体で慣例化しているとみられている。問題の端緒は、鎌倉市議会でも共産市議らが市庁舎内で赤旗購読を勧誘する状況が3年以上に継続していることが明らかになったことだ。

市庁舎内では赤旗約500部が配布されていたが、平成26年度から「職務の中立性」を理由に執務室内での政党機関紙をばしめとした物品に絡む勧誘などの行為を全面禁止。同様の管理規定を設ける自治体も増えている。

共産党のホームページによると、党収入216億円(28年)に対し、その85・1%が赤旗を中心とした機関紙・書籍購読料に占められている。赤旗購読料に大きく依存した「本足打法」(保守系議員)で、全国で広がる「赤旗包囲網」は共産党に大きな打撃となるのは間違いない。

一方、共産党県委員会の田母神博委員長は「強制的に購読を勧誘しているわけではない。あくまで議員の政治活動の一環で、規制の対象となるのはおかしい」と語っている。



令和5年2月17日  
(西暦2023年)

(宛先) 小金井市議会議長

民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情書

氏名 北川勝美 他 2名

住所 東京都小金井市保町

電話番号

はじめに

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されています。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてははともかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条1項で保障されている法の下での平等に違反することになります。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、わが国の民主主義と立憲主義を危うくするものです。かかる見地に立ち、小金井市議会の代表者たる小金井市議会議長に対し、次のとおり陳情致します。

陳情項目

- 1 小金井市及び小金井市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと
- 2 小金井市及び小金井市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと

陳情理由

1 思想・良心の自由及び信教の自由について

- (1) 憲法第19条は「思想・良心の自由は、これを侵してはならない。」と定め、同第20条1項前段は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する。」としています。これらの権利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）にも定められており、同規約第18条1項において、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有します。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」として思想又は宗教を表明する自由が含まれ、同条4項で「この規約の締結国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重する。」ことが定められており、これらの内容は、憲法第19条及び同第20条1項の内容としても保障されています。
- (2) 思想・良心の自由には、「沈黙の自由」、即ち、思想・良心を告白するよう強制され又は推知されない自由が含まれており、このことは信教の自由における信仰にかかる告白についても同様です（佐藤幸治「日本国憲法論〔第2版〕」245頁、254頁）。
- (3) よって、首長や地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議、地方議員を含む市民の信仰を質問し又は調査することも日本国憲法の定める信教の自由及び思想・良心の自由に違背することは明らかです。

## 2 請願権について

- (1) 請願権とは、国や地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務にかかわる事項について、苦情や希望を申し立てることのできる権利をいいます。憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規約の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない。」としてこれを保障し、請願法は、請願の方式や請願書の提出先について定めるとともに、第5条で「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定しています。
- (2) 請願権は、政策の提言ないし要請を行うこともその内容に含まれ、民情を国政ないし地方行政に反映させる方法として参政権を補充する重要な権利とされています（前掲佐藤420頁）。請願権の主体は、国民に限らず、外国人及び法人もこれを行行使できる（請願法第2条参照）。地方公共団体においては、首長、地方議会も請願の対象となる機関であり、地方議会においては地方議員の紹介により請願書を提出することが必要とされています（地方自治法124条）。
- (3) よって、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議は、請願権の主体たる法人及び信徒との関係や接触も遮断するものであり、その請願権を侵害するものであることは明らかなです。

## 3 法の下での平等について

- (1) 国際人権規約（自由権規約）は第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別も」されない事を約束し、その趣旨を踏まえた憲法第14条1項は「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。
- (2) 地方議会等の地方公共団体の機関が、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断することで、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式若しくは宗教活動を理由に、思想・良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取り扱いをすることが「法の下での平等」に違背するものであることは明らかなです。

## 4 まとめ

よって、首長及び地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言・決議を行い、或いは、地方議会や地方公共団体において、特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般市民である信者らの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥奪するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下での平等に違背することは明らかなです。

以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 8 号

スポーツ推進審議会委員の改善を  
求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 <sup>17</sup>5 年 2 月 17 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	宮崎 久男				ほか 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

(宛先) 小金井市議会議長

渡辺 薄根 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 2 月 17 日 17:05				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
	安藤	安藤	山浦	小林	北村	鈴木	

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年2月7日

宮崎 久男

小金井市東町

件名 スポーツ推進審議会委員の改善を求める陳情書

先般の厚生文教委員会（令和5年2月7日）において「五者懇談会には特段の位置づけがない」という指摘に対して、スポーツ推進担当課長は小金井市スポーツ推進計画に記載があるとの答弁を行いました。

参考1はその写しであり、参考2は担当課長が根拠とした部分です。

ここにおいてこの五者の位置づけは「連携しながらスポーツの推進を行う」と書かれておりますが、体育協会の不祥事をきっかけに設置の議論が始まったスポーツ推進審議会が真に求める理念のものは書かれておりません。

したがって、ここに名前があるからといって、今次のスポーツ推進審議会に五者懇談会を横滑りさせる理由はまったくもって見当たりません。

参考3によれば、この推進計画の策定委員は五者懇談会のメンバーによって構成されています。

しかも市民公募のお一人は五者懇談会にある団体の一つの重役であり、また、委託の受託業者が委員長になっていることも注目すべきことです。

つまり、この推進計画は業者を中心に委員らが自らの出身母体を委員会権限で市の施策の中に書き込んだものでもある訳です。

従って市が五者懇談会の名前を挙げた根拠を示そうとするならスポーツ推進計画策定委員の選考にまで遡ることになり、そこにおいて市は今次のスポーツ推進審議会が持つ理念にもとづいて四者が選考されているかどうかにつき、その証明を求められることとなります。

以下の URL には体育協会の不祥事に関する新聞記事と解説があります。

[watanabe daizou news 20190131.pdf](#)

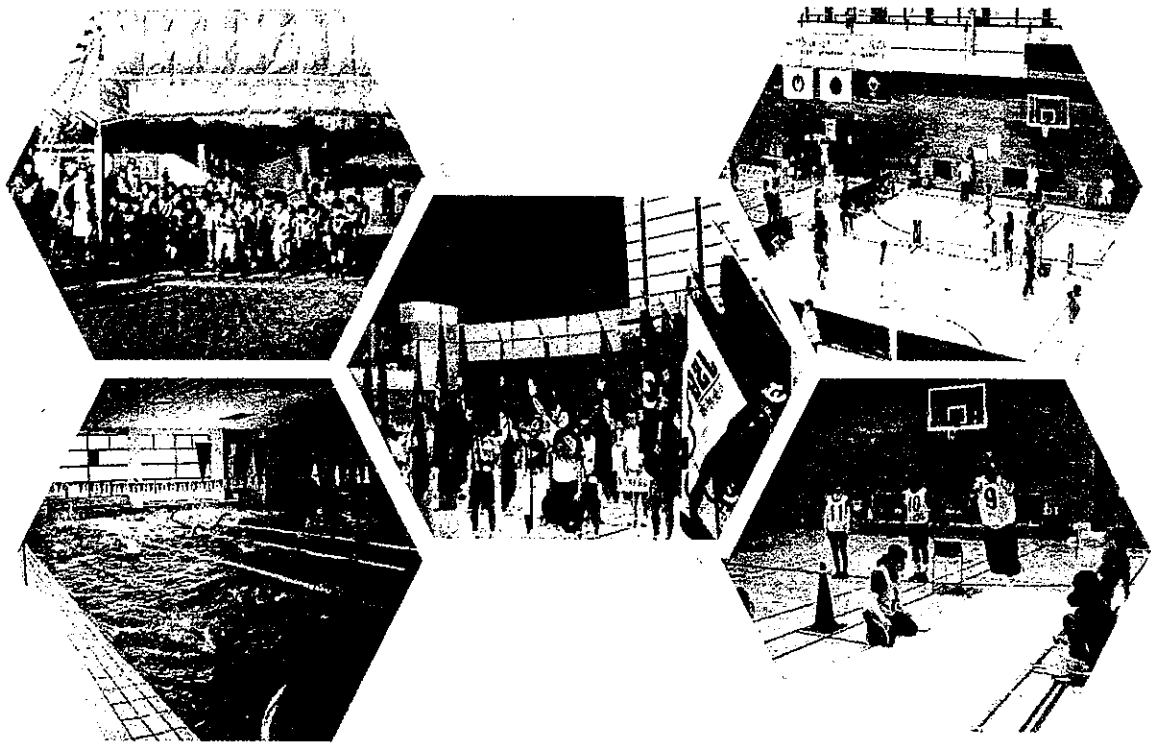
ここに記されている体育協会の専務理事は本策定委員会の委員として名前があります。

この方に対して市は、いまだに給与の返還を求めておりません。

従って市は体育協会の不祥事に対して総括をしていない中、当該団体を市の施策のしかもお金に関わる委員会に参加させたこと自体、どうかと思われるのに、よりにもよってその根拠に、かの当事者が委員として参加作成したものを持ち出すとはいかなる不見識のなせる業かと目を覆うばかりです。

つきましては、今次のスポーツ推進審議会が体育協会の不祥事をきっかけに、第三者による公正な審議会の必要性に鑑みて設置されるなら、五者懇談会から横滑りさせた四者への委員委嘱は不適切であるとしてその改善を求めます。

# 小金井市スポーツ推進計画



～豊かな生涯をスポーツとともに～

平成29年4月

小金井市教育委員会



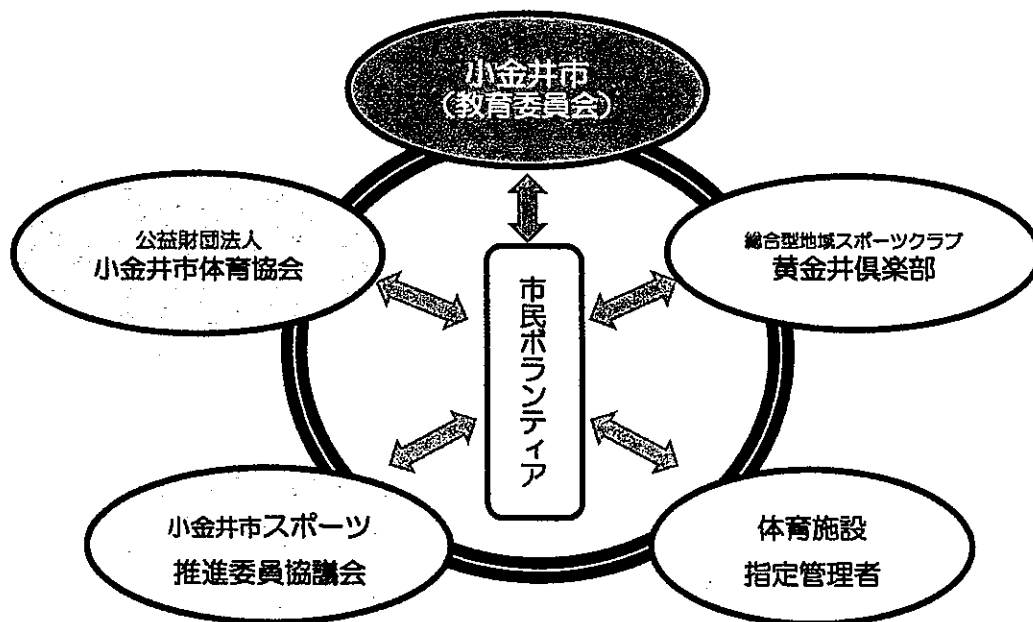
加しやすい活動が展開されることが期待されています。

## (5) 指定管理者の役割

指定管理者は、市から施設管理の権限の付与を受け、自主事業等民間のノウハウを発揮しつつ、教育委員会やスポーツ関係団体と連携を図ることにより、市民が利用しやすい施設の運営が期待されています。

## (6) スポーツ推進の連携図

小金井市教育委員会・小金井市が中心となり、公益財団法人小金井市体育協会、総合型地域スポーツクラブ黄金井倶楽部、指定管理者、小金井市スポーツ推進委員協議会の5者で連携しながら、スポーツの推進を実現していきます。また、市民ボランティアの更なる育成や創設のための環境づくりを推進します。



**資料編**

① 小金井市スポーツ推進計画策定委員会での審議経過

本計画は、国のスポーツ基本法に基づく、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画の作成に努めることとされていることから、小金井市独自の計画となるように、小金井市スポーツ推進策定委員会を設置し、策定作業を進めてきました。また、平成28年12月26日から平成29年1月25日までに、意見公募手続き（パブリックコメント）を実施しました。

② 小金井市スポーツ推進計画策定委員会

小金井市スポーツ推進策定委員

任期：平成28年10月20日～平成29年3月31日

（下表※印の委員は、平成28年11月17日～平成29年3月31日）

役職	氏名	所属
委員長	植田 征司	TAC・FC東京・TGTS共同事業体 (指定管理者・総合体育館館長)
副委員長	田中 幸夫	東京農工大学大学院工学研究院先端健康科学部門教授
委員	安東 和義	公益財団法人小金井市体育協会専務理事
委員	秋澤 恵子	特定非営利活動法人黄金井倶楽部 アシスタントクラブマネージャー
委員	田澤 英徳	小金井市スポーツ推進委員協議会会長
委員	石井 晴美	デイステーション涼風管理者・作業療法士
委員	雨宮 安雄	公益社団法人東京都身体障害者団体連合会スポーツ部長
委員	千本木勘博	市民公募
委員	宮崎 英子	市民公募
委員※	早瀬 圭代	市民公募

③ 小金井市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツに関する施策、施設整備及び団体との協働等を計画的に推進する小金井市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民をはじめ、関係団体等から多様な意見を聴取し、施策の方向性の検討等を行うため、小金井市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 9 号

有機フッ素化合物 (PFAS) への市民の不安を解消するための  
 早急な対策を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 2 月 20 日  
 (西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	小金井の水連絡会 山内美穂 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	山内美穂
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保存年限 5 年		
	受理年月日		令和 5 年 2 月 20 日 11:47				
主任	受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
	渡辺	安藤	/	山浦	小林	北村	鈴木

2023年2月20日

(宛先) 小金井市議会議長

氏名 山内 美穂 (小金井の水連絡会)  
住所 小金井市前原町 [REDACTED]  
連絡先 [REDACTED]

## 有機フッ素化合物 (PFAS) への市民の不安を解消するための早急な対策を求める陳情書

多摩地域の有機フッ素化合物 (PFAS) の地下水汚染と人体への影響が、最近の新聞報道やニュースなどで、大きく報じられています。有機フッ素化合物 (PFAS) は、難解性の化学物質で、人体にたまりやすく、毒性が強い有害物質です。欧米の最新の疫学研究では、前立腺がん・精巣がんなど一部のがんのリスク上昇、生殖への影響、コレステロール値の上昇、肥満のリスク、胎児や子どもの発達への影響、免疫力の低下など、健康被害が懸念されています。

その PFAS が多摩地域の浄水所から国の目標値以上の値が確認され、現在も 34 本の井戸で取水停止となっています。京都大学研究室の協力を経て、昨年 11~12 月に市民団体が行った多摩地域の住民の PFAS 血中濃度検査の中間報告では、87 名全員に PFAS が検出されました。小金井市民も 4 名参加し、検出されています。

普段のくらしといのちの基本である「水」にかかわる問題であり、小金井市民のなかにも不安、疑念が広がっています。小金井市、東京都、国の早急な対応が求められています。

以下陳情します。

### 陳情項目

1. 市内の地下水 (汚染) 状況を把握するため、検査を希望する民間の井戸や湧水について、有機フッ素化合物 (PFAS) を検査項目に入れた水質検査を行い、市としての対応を市民に周知してください。
2. 小金井市の地下水・井戸水の PFAS 汚染源について、都・国と連携を取って原因究明に努めてください。
3. PFAS 汚染拡大の防止や汚染除去など、都と国に対して対策をとることを強く申し入れてください。
4. PFAS について米国やドイツ等の進んだ研究の成果も参考にして、健康維持に必要な水質基準、血中濃度基準値を定めるよう国に求めてください。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 10 号

欠格事由のあり委員構成で審議会とするなど行政の健全性を損なうようなことはやめるように求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 2 月 20 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	小金井市費井南町 [REDACTED]				
	氏 名	松井 豊				ほか 人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)					
連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]					

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日	令 和 5 年 2 月 20 日 12:14					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
主任 [印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年2月20日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 欠格事由のある委員構成で審議会をするなど  
行政の健全性を損なうようなことはやめるように求める陳情書

添付資料はスポーツ推進審議会において補助金や施設使用料などお金にまつわる議事における発言を抜粋したものです。

これは、小金井市において補助金受給団体が委員の権限を持って、自らに支給される補助金の審議を行った事実の描写ということになり、個人的には相当に生々しい風景であると感じます。

先般の厚生文教委員会（令和5年2月7日）においてスポーツ推進担当課長は審議会委員に補助金受給団体をあてていることは不当であるとの指摘を受け、そのような議題において該当する委員は席をはずすなどの対応をとるとの答弁を行いました。

これは、指摘に対して、さすがに市においても受給側を支給側の委員に委嘱したことは、市による過失であると認め、それへの改善を表明したものであると受けとめます。

従って、行政の健全性を考えるなら、この過失の治癒が必要であり、本来、令和3年度スポーツ推進審議会の補助金にかかる審議はやり直さなければならないところです。

しかしながら、それは今更ながらであり、幸か不幸か、結果的にこの年度の予算は不認定になっております。

そもそも欠格事由のある委員による審議会というものが異様なものであり、また、当該スポーツ推進審議会は第三者による公正な審議が眼目であるはずですので、利害関係者が入る必要もなく、したがって、ことさらに五者懇談会にこだわる必要はまったくありません。

つきましては、一度は傷ついてしまった小金井市の行政の健全性ですが、十分な反省の上に立ち、一刻も早く信頼を取り戻すべく審議会委員の構成を見直すよう求めます。

添付資料

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回スポーツ推進審議会
事務局	生涯学習部生涯学習課
開催日時	令和4年2月14日(月) 18時から20時まで
開催場所	801会議室
出席者	会長 田中 幸大 委員 副会長 本橋 玲子 委員 委員 中川 稔 委員 服部 啓次郎 委員 樋田 和博 委員 檀原 延和 委員 野川 春大 委員 長谷川 貴広 委員 木藤 早紀 委員 佐藤 里咲 委員
教育長	大熊 雅士
事務局	生涯学習部長 藤本 裕 生涯学習課長 関 次郎 オリンピック・パラリンピック兼 スポーツ振興担当課長 内田 雄介 スポーツ振興係主査 小平 文洋 スポーツ振興係主任 岡本 康夫 スポーツ振興係主任 津田 理恵 ランドブレイン株式会社
傍聴の可否	可 一部不可 (不可)
傍聴者数	-
傍聴不可等の理由等	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため
会議次第	1 正副会長の互選 2 小金井市のスポーツ行政の概要及びスポーツ推進審議会について 3 小金井市スポーツ推進計画の策定について 4 令和4年度 会議開催日について 5 その他
発言内容・発言者名	別紙審議結果のとおり
提出資料	別紙のとおり

-発言抜粋-

内田課長

資料3を御覧ください。小金井市スポーツ推進審議会条例になります。第2条、所掌事項ですが、スポーツ基本法第35条、教育委員会の学校における体育を除くスポーツに係る補助金の交付について意見を聞くこととされますので、まず、所掌としては、小金井市から交付している補助金について御意見を伺うということになります。また、そのほかスポーツ推進計画に関することですか、スポーツの推進に関する重要事項の調査審議を皆様に行っていただくこととなります

資料3

令和4年度スポーツ関係団体への補助金交付額（内訳と昨年度との比較）

1 公益財団法人小金井市体育協会 (単位：円)						
	令和4年度	令和3年度	増減	備考	団体の目的	根拠規定
I 事務費補助	8,555,780	8,550,428	5,352	人件費補助	小金井市における体育運動を振興して市民の健康増進と体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、もって地域社会の生活・文化の向上・発展に寄与する	小金井市体育協会補助金交付要綱
II 事業費補助	3,222,000	3,222,000	0			
1 婦人・子供スポーツ大会	0	0	0	令和4年度は実施しない		
2 指導者派遣	39,000	39,000	0	指導員の登録、紹介		
3 青少年スポーツ育成	469,000	469,000	0	スポーツ少年団の育成と体育優良生徒を表彰		
4 研修活動費	24,000	24,000	0	指導者・実務者研修の実施		
5 広報活動費	162,000	162,000	0	新聞・広報紙の発行、HP維持・更新		
6 各団体共済費	2,340,000	2,340,000	0	20団体/48事業実施予定		
7 体育館等使用料補助	114,000	114,000	0	体育施設の公的使用への補助		
8 市民健康増進事業	64,000	64,000	0	健康体操、講習会等の実施		
9 スポーツ交流事業	10,000	10,000	0	他地域団体との交流事業		
合計	11,777,780	11,772,428	5,352			
2 NPO法人黄金井倶楽部 (単位：円)						
	令和4年度	令和3年度	増減	備考	団体の目的	根拠規定
I 事務費補助	2,338,320	2,338,536	△ 216	人件費補助	年齢、性別を問わず、積極的にスポーツや文化活動を楽しみ、各自の健康、体力の維持・向上を図るための事業を行う。	黄金井倶楽部補助金交付要綱
II 事業費補助	400,000	400,000	0	スポーツ・健康増進・文化活動振興事業		
合計	2,738,320	2,738,536	△ 216			

※ 上記金額は、両団体ともに年度当初の交付決定（予定）額であり、確定額は年度終了後に提出される実績報告に基づき確定する。



会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回スポーツ推進審議会
事務局	生涯学習部生涯学習課
開催日時	令和4年4月20日(水) 18時から20時まで
開催場所	801会議室
出席者	会長 田中 幸夫 委員 副会長 本橋 玲子 委員 委員 中川 稔 委員 服部 啓次郎 委員 檀原 延和 委員 野川 春夫 委員 長谷川 貴広 委員 木藤 早紀 委員 佐藤 里咲 委員
欠席者	委員 樋田 和博 委員
教育長	大熊 雅士
事務局	生涯学習部長 梅原 啓太郎 生涯学習課長 関 次郎 スポーツ振興担当課長 中島 憲彦 スポーツ振興係主査 岡本 康大 スポーツ振興係主任 津田 理恵 スポーツ振興係主事 西村 謙太郎 ランドブレイン株式会社
傍聴の可否	(可) 一部不可 不可
傍聴者数	2
傍聴不可等の理由等	-
会議次第	1 第2次スポーツ推進計画の策定等について(諮問) 2 会議の傍聴について、意見・提案シートの取り扱い 3 スポーツ団体に対する補助金交付について 4 令和4年度 スポーツに係る予算について 5 第2次スポーツ推進計画の策定について 6 令和4年度 スポーツ推進審議会スケジュール(案)について 7 その他
発言内容・発言者名	別紙審議結果のとおり
提出資料	別紙のとおり

-発言抜粋-

田中会長

次の議題に進めさせていただきます。(3) スポーツ団体に対する補助金交付についてと (4) 令和4年度 スポーツに係る予算についてということですが、同じような内容で関連しておりますので、この2つの議題を一括議題として取り計らっていただき、事務局のほうから、この2つについて御説明をしていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

中島課長

それでは、議題(3) スポーツ団体に対する補助金交付についてと議題(4) 令和4年度スポーツに係る予算についてを御説明いたします。資料3と4を併せて御覧ください。前後いたしますが、先に、議題(4) 令和4年度 スポーツに係る予算についてから、予算の全体像をまず御説明させていただいて、その後、議題(3)のほうで説明をさせていただきますと思います。

中島課長

最後に、負担金・補助金1,451万7,000円、前年から5,000円の増となっております。負担金・補助金の内訳につきましては、1つ資料をお戻りいただき、資料3を御覧ください。令和4年度スポーツ関係団体への補助金交付額になります。あわせて、議題の(3) スポーツ団体に対する補助金交付についてを御説明いたします。スポーツ団体に対する補助金の交付につきましては、スポーツ基本法第35条において、地方公共団体が社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされているため、本議題とさせていただきます。小金井市の補助金交付スポーツ関係団体は2団体ございます。1つが公益財団法人小金井市体育協会で、こちらは34種目の連盟とスポーツ少年団が属している団体となります。もう一つがNPO法人黄金井倶楽部で、こちらは小金井市の総合型地域スポーツクラブになります。令和4年度の補助金交付額は、昨年並みとなっております、体育協会へ合計1,177万7,780円、昨年から5,352円の増、黄金井倶楽部へは合計273万8,320円、昨年から216円の減となっております。なお、本金額は、両団体とも年度当初の交付決定予定額となりまして、確定額は、年度終了後に提出されます実績報告に基づき確定がされます。

田中会長

今、事務局から、資料3と資料4について御説明がありましたけれども、御意見等がありましたら、挙手をして、お名前を言ってから発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。 一応、予算が決まっています、これはもう議会のほうで確定した予算ということ  
でよろしいでしょうか。

中島課長

そうです。令和4年第1回の3月末で終わりました定例会で、御議決いただいたものになります。

田中会長

では、この内容については、ここの皆様の御意見は、極端な話、聞き置くということ  
ですね。内容が変化することはないですね。

中島課長

はい。

田中会長

分かりました。その上で何か、ちょっとここが多いんじゃないか、少ないんじゃないかとか、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、予算関係については了承していただいたということにいたします。